

相模原市議会局障害者活躍推進計画

機関名	相模原市議会局
任命権者	相模原市議会議長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	相模原市議会局においては、職員定数が26人の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 しかしながら、定期的な人事異動など、障害者である職員が議会局へ配置されることが想定される中、障害者が活躍しやすい職場づくりの推進に向けて、より一層の組織的な体制整備が求められている。
目標	
① 採用に関する目標	議会局では、障害者に限定した職員の採用を行っておらず、現在に至るまで障害者である職員が配置されたこともないが、人事異動において障害者である職員が配置されることが想定されるため、障害者である職員が活躍できる職場環境を整え、人事を所管する部署との調整を図る。 また、業務の選定や創出などにより、障害のある職員が活躍できる環境を整える。
② 定着に関する目標	なし ※障害者の活躍を推進していくためには、積極的な採用に取り組むとともに、障害者である職員が安心して働ける環境づくりを通じて、職場定着を図っていくことが重要であるが、現に障害者である職員の配置がないため、定着に関するデータを有していない。 職員の配置がなされた後に、障害者である職員の定着データを把握していく。

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者活躍推進者として、議会総務課長を選任し、内部の責任体制を確立するとともに障害者に係る雇用促進措置及び適正な雇用管理を行う。 ○ 障害者である職員の相談窓口として、市長事務局局にて選任している障害者職業生活相談員を利用する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 職場の同僚・上司を対象として、障害に関する理解促進・啓発のための研修の受講を推進する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 職務整理表の作成・活用、職務創出のための組織内アンケートを実施するなどし、既存業務の切出しや複数作業の組み合わせによる新規業務の創出を行う。 ○ 障害者一人ひとりの特性や能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望を踏まえた上で、業務の割振りを行う。 ○ 障害者本人の職務遂行状況や習熟状況に応じて、継続的に職務の選定・創出に取り組む。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮事項等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○ 相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等が供給する物品及び役務の調達を推進する。 ○ 障害のある方の積極的な採用及び障害のある職員が活躍しやすい職場環境を実現するとともに、事務執行体制の効率化を図るため、令和元年12月に設置された、「事務サポートセンター」を積極的に活用することで障害者の活躍の場の拡大を推進する。